

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全国労災病院労働組合香川支部から争議行為を行う旨平成21年7月30日次のとおり通知があった。

平成21年8月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 事件

- (1) 退職者は正規職員で補充すること。
- (2) 放射線科の救急体制の改善を図り、必要な人員を配置すること。
- (3) 嘱託職員の労働条件の改善を図ること。
- (4) 歯科外来に正規職員（歯科衛生士）を配置すること。
- (5) 心理判定員に主任枠を設けること。
- (6) 各病棟にクラークを配置すること。
- (7) インフルエンザの療養期間を出勤扱いとすること。
- (8) 接遇マナートレーニングの充実を図ること。
- (9) 患者様のサービス向上、特に院内案内の充実及び待ち時間の改善を図ること。
- (10) 救急体制の改善を図ること。
- (11) 看護師の勤務希望のあり方について改善すること。
- (12) 専門認定資格取得者資格維持支援金支給制度の改善を図ること。
- (13) 職員駐車場の整備を行うこと。
- (14) 待機体制の充実を図ること。

2 日時

平成21年8月10日午前0時から本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

香川県丸亀市城東町3-3-1

独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院において、組合員の従事する職場の全部又は一部

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。

ただし、入院患者及び救急患者の保安のための要員は除外する。